新潟県条例第15号

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第４条第１項の規定に基づき条例で定める民生委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第２項の規定により充てられた児童委員を兼ねる。）の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

市　町　村	定　　数
長岡市	555人
三条市	192人
柏崎市	207人
新発田市	182人
小千谷市	78人
加茂市	63人
十日町市	160人
見附市	65人
村上市	177人
燕市	127人
糸魚川市	141人
妙高市	90人
五泉市	108人
上越市	430人
阿賀野市	100人
佐渡市	217人
魚沼市	122人
南魚沼市	142人
胎内市	72人
聖籠町	24人
弥彦村	16人
田上町	25人
阿賀町	67人
出雲崎町	19人
湯沢町	25人
津南町	39人
刈羽村	14人
関川村	22人
粟島浦村	２人

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。